

教 育 委 員 会 会 議 録

(定 例 会)

令和6年11月21日開催

さいたま市教育委員会

1	期	日	令和6年11月21日（木）						
2	場	所	教育委員会室						
3	開	会	午前11時00分						
4	出	席	委員	教 育 長	竹	居	秀	子	
			教育長職務代理者	大	谷	幸	男		
			委 員	石	田	有	世		
			委 員	伊	藤	華	英		
			委 員	小	山	和	也		
			委 員	堀	田	香	織		
5	議場	に出席した者	副教育長	栗	原	章	浩		
			管理部長	中	村	和	哉		
			学校教育部長	野	津	吉	宏		
			生涯学習部長	佐	野	公	子		
			学校教育部参事兼総合教育相談室長	米	玉	利	優	子	
			教育総務課長	小	出	博	康		
			教育財務課長	野	口	秀	俊		
			学校施設整備課長	田	嶋	真	二		
			学校施設管理課長	木	村	哲	也		
			学事課長	菱	沼	孝	行		
			教職員給与課長	横	澤	一	輝		
			文化財保護課長	小	林	昌	彦		
6	会議録署名委員		石 田 有 世						

7 議事等の概要

竹居教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。

書記 おりません。

竹居教育長 本日の会議録の署名委員は、石田委員にお願いいたします。
本日の議案については、報告第10号、議案第76号から第79号は議会に関する案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、本日の議案は全て非公開となります。
会議の順番ですが、報告第10号、議案第76号から第79号の順番で審議することといたします。

報告第10号 さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

竹居教育長 それでは、報告第10号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長 報告第10号「さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明をさせていただきます。

議案書の1ページから19ページになります。

この報告につきましては、市の人事委員会勧告を踏まえた教職員の給与改定を行うにあたり、改正条例を提出することについての市全体の意思決定の期日が11月14日であったため、教育委員会内においても当該期日までに意思決定をする必要がありましたので、会議を招集するいとまがないことにより教育長が臨時代理したものでございます。

報告第10号の御説明の前に、地方公務員の給与について、3点ほど説明させていただきます。別添参考資料の1枚紙となりますが「地方公務員の給与について」を御覧ください。

1. 地方公務員の給与ですが、職員の給与については、地方公務員法により、給与決定に関する諸原則がございます。

①職務給の原則により、職員の給与は職務と責任に応じたものでなければならないこと、②均衡の原則により、生計費や民間企業の賃金、国や他の地方公共団体の職員との給与との比較などによって定めなければならないこと、③条例主義の原則により、条例で定めなければならないこととされています。

2. 人事委員会による勧告制度の概要ですが、公務員は、民間の従業員と異なり、ストライキなどの労働基本権が制限されておりますことから、その代償措置として、地方公務員法に基づき、第三者機関である人事委員会による勧告制度が設けられています。人事委員会は職員の給与その他の勤務条件について、社会一般の情勢に適応させるよう、議会及び市長に対して勧告や報告を行うことができます。

そのため、人事委員会は、毎年4月1日時点の職員の給与等の実態や民間給与水準について調査を行い、それぞれの給与を比較して、均衡させることを基本に、給与改定等の勧告を行っております。

今年の給与勧告につきましては、民間等の給与の実態を踏まえ、給料表全体を引き上げる改定となっております。本年4月時点の比較に基づく勧告ですので、職員の利益となる引き上げ改定が決定された場合は、月額給与については4月に遡って適用し、改定によるプラス分を再計算し差額分を後日支給いたします。

次に、3. さいたま市の教職員の給料表について、御説明をさせていただきます。

さいたま市の教職員の給料表は、「教職員の給与に関する条例」で規定しており、4種類ございます。

教育職給料表(1)は、高等学校、特別支援学校、中等教育学校の教育職員に適用され、教育職給料表(2)は、小学校、中学校の教育職員に適用されます。教育職員とは、校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭等を指します。さらに、学校栄養職給料表は学校栄養職員に、学校事務職給料表は学校事務職員に適用されます。

教職員の給与は、平成29年4月の県費負担教職員の給与負担等の権限移譲の際に、埼玉県からさいたま市に財源と事務の移譲がなされました。給料表の内容につきましては、市人事委員会との協議により、教育職員につきましては、埼玉県の教育職員の給料表、学校栄養職員につきましては、市で採用した栄養士に適用されている給料表、学校事務職員につきましては、同じく市で採用した行政職職員に適用されている給料表を活用することといたしました。

なお、現在に至るまで、市の人事委員会勧告を尊重し、勧告に基づく改定を行ってきております。

これより報告内容の説明をはじめます。

もう1枚の参考資料、「さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を御覧ください。

1. 概要でございますが、令和6年のさいたま市人事委員会からの給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、教職員の給料表を改定するため、条例を改正するものでございます。

先ほど御説明しましたとおり、「教職員の給与に関する条例」において規定している4つの給料表について、今回の勧告の内容を踏まえ、改正するものでございます。各給料表は横軸が「職務の級」、縦軸が「号給」で構成されておりまして、それぞれ上位のものであるほど、給料月額も高く定められております。「職務の級」につきましては、複雑さ、困難度、責任の度合いに応じて定められており、教員であれば、2級が教諭、特2級が主幹教諭、3級が副校長・教頭、4級が校長といった職務段階に応じて定められております。また、「号給」につきましては、各職務の級における経歴や職務の習熟の度合いに応じて定められております。

次に、2. 令和6年の給与勧告でございます。先ほど、人事委員会勧告の御説明で触れさせていただきましたが、教職員に係る部分の抜粋となります。市人事委員会の報告及び勧告では、教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)については、埼玉県における改定状況等を考慮して改定することとし、その他の給料表については、引上げ改定とされた行政職給料表との均衡を基本として改定することとされております。

なお、埼玉県の改定状況でございますが、埼玉県の人事委員会も給料表の改定を勧告しておりまして、内容につきましては、市と同様に本年4月から給料月額を引き上げるものでございます。

次に、3. 改定の内容でございます。教育職給料表(1)、教育職給料表(2)、学校栄養職給料表及び学校事務職給料表について、それぞれ給料月額を引き上げるものでございます。

具体的には、若年層が在職する号給に重点を置き、職務の級、号給が上がるにつれて、改定率が段々と減っていく形ですべての級・すべての号給について引き上げるものとなっております。給料月額の引き上げ額は、最も多い場合で29,500円、最も少ない場合で3,700円となっております。

最後に、4. 施行期日等でございます。

今回の給料月額の引上げは、令和6年4月1日に遡って実施となりますので、適用日を令和6年4月1日とし、施行日は公布の日とするものでございます。

以上、市人事委員会の勧告のとおり実施するものでございます。

説明は以上でございます。

竹居教育長 何かありますか。

大谷委員 いわゆるストレートで就職した場合には、号給は何級何号給から始まりますか。

教職員給与課長 それぞれ給料表が異なりますが、高校の教員の場合には２級５号給から、小・中学校の場合には２級１７号給からとなります。

小山委員 給料表（１）、（２）については埼玉県における改定状況等を考慮して改定しているとのことでしたが、基本的には埼玉県と同一で、さいたま市独自ということはないという理解でよろしいのでしょうか。

教職員給与課長 県費負担の権限移譲以降、埼玉県とさいたま市の給料表については同一ということで進めております。ただし、地域手当と呼ばれる給料を補完する手当がございまして、こちらは地域の民間の給与水準に合わせる主旨で設定されているものになります。さいたま市については国家公務員の支給割合に準じて、給料の１５％の支給となっております。一方埼玉県は独自に運用しておりまして、現在８．３％となっております。したがって、埼玉県よりもさいたま市のほうが実際の支給額は大きいということになります。

堀田委員 先程、若年層に手厚く引き上げて、だんだんその引き上げ率を少なくしていくというお話だったのですが、その率は、さいたま市独自でしょうか。それとも埼玉県と同一でしょうか。

教職員給与課長 教員については、上り幅も全て同一でございます。

小山委員 毎年の給料というのは、民間と同様に勤務評定によって上がっていくということでよろしいのでしょうか。

教職員給与課長 委員のおっしゃるとおり、勤怠の状況や、人事評価制度における勤務成績によって、号給を調整しております。

竹居教育長 それでは、この件は終了といたします。

議案第７６号 さいたま市文化財保存活用基金条例の制定について

竹居教育長

続いて、議案第76号につきまして、事務局から説明をお願いします。

文化財保護課長

議案書の20ページをお願いいたします。

議案第76号「さいたま文化財保存活用基金条例の制定について」御説明いたします。

21ページのとおり、本条例案を2月定例会において審議いただき、議会の承認を得ようとするものです。詳細については、23ページの資料に基づき御説明させていただきます。

まず、上から順に黒丸で記した項目ごとに御説明させていただきます。

一つ目の黒丸から、設置の目的でございます。

市民・企業・団体からの寄附金の受け皿となる基金を設置して、安定的かつ継続的に文化財保存・活用事業を推進していくことを目的とするものでございます。

基金の名称は、「さいたま市文化財保存活用基金」とするものでございます。

基金の積立てと処分につきましては、右の「基金のイメージ図」を御覧ください。まず、積立てにつきましては、市民等からのクラウドファンディング、基金別寄附金及び市からの積立金を原資とするとともに、運用益金も基金に積立ててまいります。処分につきましては、次世代に向けた歴史文化資源の保存・継承・活用における財源とします。特に①田島ヶ原サクラソウ再生のための調査研究事業、②建造物や天然記念物および史跡など、指定文化財の保存・活用を目的とする、指定文化財リフレッシュ事業に活用することとしております。

令和7年度予算における積立ては、寄附金と市の積立金で、500万円を見込み、処分といたしましては、サクラソウ自然科学分析事業に200万円、指定文化財リフレッシュ事業に約200万円、合計400万円を基金から繰り入れることを予定しております。

設置についてですが、令和7年2月定例会に議案を提出し、議決された場合の施行日を、令和7年4月1日とするものでございます。

当面の運用につきましては、先ほど申し上げましたサクラソウ事業や文化財リフレッシュ事業を中心に活用することとし、寄附金に余剰が生じた場合には、老朽化した説明板等の更新など目的の範囲内において文化財の保存活用に努めてまいります。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

竹居教育長

何かありますか。

大谷委員

2点ありまして、1点目は、サクラソウの調査・研究についてですが、これはどこかに委嘱されるのでしょうか。それとも教育委員会の中で直接やられるのでしょうか。

2点目は、指定文化財のリフレッシュ事業についてですが、どういったものを想定しているのかいくつか例を挙げていただけますか。

文化財保護課長

まず、サクラソウ自生地調査・研究についてですが、埼玉大学の荒木氏を中心に大学の研究者等をお願いして、現地での調査をさせていただいております。そういったところの知見を持ち寄って、協議会の中で話し合っていて、現状の分析や、今後どうすれば増やしていくことができるかということを研究していくことを考えております。

次に、指定文化財のリフレッシュ事業についてですが、瓦の崩落があった西区の永田家長屋門や、桜区の観音寺観音堂の茅葺屋根の総替えといったことを考えております。まだ順位付け等を行っておりませんので、具体的にどれをやるということまでは決まっておりませんが、候補としては、5つ程度挙がっているものがございます。

なお、文化財は市有ではなく所有者の方がおりますので、所有者の方と交渉し、理解が得られたものから実施していくということになります。先に挙げた2件については交渉が終わっておりますが、他の文化財については、まだ交渉中でございます。

堀田委員

市民側、お金を寄附する側は、何に使うのかということを選べるのでしょうか。

文化財保護課長

現在は、「サクラソウの再生のために」ということで、目的を限定してクラウドファンディングを実施しております。しかし、今回作る条例基金では財布が1つしかなく、どれのためにということはわかりませんので、あくまでも「サクラソウ等の」といった形で、目的を限定しないということで考えております。

小山委員

一般財源とクラウドファンディングと基金別寄附金ということになっていますが、クラウドファンディングや寄附というのは少ない場合があると思います。その場合には、足りない分を一般財源で補填することですか。

文化財保護課長 あくまでも予算としては、クラウドファンディング等で４００万円、一般財源で１００万円の積み立て、そこから令和７年度は４００万円を繰り入れるということになっております。

小山委員 実現可能性は高いということですね。

文化財保護課長 実状として、サクラソウのクラウドファンディングは３年間実施しておりまして、初年度が２００万円、昨年度が４００万円、今年度が現時点で２００万円に対して１１０万円程度集まっております。

竹居教育長 それでは議案第７６号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第７６号は原案のとおり可決されました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第７７号 さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

竹居教育長 それでは再開いたします。議案第７７号につきまして、事務局から説明をお願いします。

学事課長 議案第７７号「さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明させていただきます。

議案書の２５ページをお願いいたします。

今回御審議いただく条例議案は、１２月議会において提出を予定している「さいたま市立学校設置条例に大和田小学校を加えるための改正条例」を、更に一部改正する条例となっております。

議案書の２７ページをお願いいたします。

提案の理由でございますが、年々増加傾向にある本市の不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に伴い、学びの多様化学校を設置するため、さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定を市長に申出するものです。

改正の概要でございますが、さいたま市立いろどり学園小学部及び中学部を、さいたま市浦和区岸町6丁目13番15号に設置するものでございます。位置はさいたま市立教育研究所内になります。

議案書の26ページをお願いいたします。改正の内容でございます。

別表でございますが、12月定例会において追加する予定の大和田小学校の下に、「さいたま市立いろどり学園小学部」を「さいたま市浦和区岸町6丁目13番15号」に規定するものでございます。また、中学校につきまして、美園南中学校の下に、「さいたま市立いろどり学園中学部」を「さいたま市浦和区岸町6丁目13番15号」に規定するものでございます。

今回の改正にあたっては、学校設置条例の一部改正ではなく、学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正としておりますが、これは、12月定例会において提出する大和田小学校を加えるための条例の施行日が令和8年4月1日であるため、同日前に同様の箇所を改正するための法制執務上の手段として、取られるものです。

今回の「一部を改正する条例の一部を改正する条例」の施行期日は、公布の日でございます。

別表の改正は公布の日となりますが、元々の条例改正自体の施行日は令和8年4月1日であるため、学校の設置の日は同日の令和8年4月1日となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

竹居教育長

何かありますか。

石田委員

新しくいろどり学園小学部、中学部が教育研究所内にできるということですが、建物として足りるのですか。受け入れ人数はどの程度を見込んでいるのでしょうか。

総合教育相談室
長

現在、教育相談室が市内に6室あり、それぞれの教育相談室内の1室をいろどり学園のキャンパスといたします。そのうち、教育研究所内に岸町教育相談室がございまして、その1室を本校とさせていただくのですが、全員が登校するのは難しいため、登校したい子どもは先ほど申し上げた6室に分かれて登校するということを考えております。

受け入れ人数につきましては、300人を想定しております。

大谷委員

いくつか質問いたします。

1点目は、子どもたちがどういう動きをするのか、よくわからなかったのですが、6つの教育相談室に通うのか、自宅からインターネット等で学習するのか、その辺りを教えてください。

2点目は、教育相談室内に家庭科室等はあるのだと思いますが、体育などの実技系の科目はどうされるのでしょうか。

3点目は、指導陣の配置というのはどうされるのか、例えば中学校では教科別等ありますが、その辺りをどうお考えになっているのでしょうか。

4点目は、いろどり学園が設置された後、外部の人にさいたま市の小学校の数、中学校の数を聞かれた場合、いくつと答えればよいのでしょうか。

最後に、「いろどり学園」というのはいい名前だと思うのですが、ネーミングの経緯を教えてください。

総合教育相談室
長

まず、子どもたちの動きについてですが、学校に通いたいと思った時には6室のうち自宅に近いところに通えるようにしたいと考えております。ただし、登校が難しいという日は自宅からのオンラインという形を考えております。

続いて2点目の体育、家庭科等の実技についてですが、現在でも教育相談室では、近くの学校の体育館を借りて体育の授業を行うようなこともやっております、引き続き、そういった形で近隣の学校に協力いただきたいと考えております。

続いて3点目の指導陣ということで、教員の配置についてですが、現在、定員300人を想定すると教員が17人必要となりますので、中学校における「教科」についても注意しながら、漏れのないように配置を検討しているところでございます。

続いて4点目の学校数についてですが、特別な学校ではないので、小学校、中学校が1校ずつ増えるということになります。

最後に、「いろどり学園」のネーミングについては、皆様から様々な御意見をいただきまして、やはり子どもたちが様々な自分の色を出して行ってほしい、それぞれの色を輝かせてほしい、といった意味を含めまして、また、皆様にわかりやすいように、平仮名のほうが柔らかい感じがするという御意見をいただきまして、「いろどり学園」という名称とさせていただきました。

竹居教育長

校名については、総合教育相談室で検討委員会を立ち上げまして、そこでアンケートを取るなどしながら、検討委員会の中で協議をして、最終的には教育政策推進会議に諮ったうえで、私が決裁したものといたします。

大谷委員 キャンパスが6か所あって、教員数が17人では、教科のことも考えると指導陣は大変ではないですか。

総合教育相談室長 我々としても、どのようにしていくことが効果的なのか考えておりますが、現段階の案では、例えば岸町の相談室に小学校2年生と小学校4年生と中学校1年生の担任の先生がいるという形で、キャンパスの中に担任の先生が分かれている、そこからオンラインの授業を配信して先生の授業を受けるという形を考えております。例えば、岩槻にも小学校4年生の子どもがいれば、その子どもは、岸町で先生がやっている授業をオンラインで見させていただく形、ただ、それだけでは対面して先生となかなか会えないので、月に2回程度は集まってみんなで会うような時間を取りたいと考えております。

竹居教育長 それでは議案第77号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第77号は原案のとおり可決されました。

議案第78号 さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

竹居教育長 続いて、議案第78号について、事務局から説明をお願いします。

おいしい給食サポート課長 それでは、議案第78号「さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明させていただきます。

お手元の議案書の30ページ、提案理由を御覧ください。

提案理由でございますが、学びの多様化学校である「さいたま市立いろどり学園小学部及び中学部」の開校に伴い、当該学校においては、給食を実施しないこととするため、「さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例」の一部改正を市長に申し出るものです。

改正の詳細については、29ページを御覧ください。条例改正前後を記載する新旧対照表となります。第3条につきまして、学校給

食を実施する学校を規定しておりますが、現行の高等学校及び中等教育学校の後期課程に加えて、さいたま市立いろどり学園小学部及び中学部を、学校給食を実施する学校から除くものでございます。

なお、施行期日は令和8年4月1日でございます。

説明は以上でございます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

竹居教育長

何かありますか。

大谷委員

いろどり学園の児童生徒というのは、例えば、いろどり学園ができる前は岸町小学校に通っていた児童がいたとして、いろどり学園に通うようになったが給食だけは岸町小学校で食べるとか、音楽の授業だけは岸町小学校で受けるといったことは可能なのでしょうか。

総合教育相談室
長

岸町小学校で給食だけ食べたい、音楽の授業だけ受けたいという場合には、いろどり学園には入らず、岸町小学校に在籍のまま、不登校等児童生徒支援センター（Growth）のオンライン授業を受けていただく、という方法を御案内しております。

給食がないなどの点については、保護者の方々に十分説明してまいります。

Growthの様子を見ていると、食べるときに、他の子どもたちと同じ時間や同じ量といったことが苦手な子どもが多く、自由度というのがとても大切ということを実感しております。

堀田委員

先程、定員は300人という説明がありましたが、これから、今の学校に残るか、転校するかということを決めるということですね。

総合教育相談室
長

1月に保護者向けに説明会を開催いたしまして、その後、転校するかどうかの希望を伺う予定でございます。転籍することや、給食がないこと、場所が少し遠くなる可能性があるといった様々な状況があるため、そういった詳しい内容を保護者の方や子どもたちに理解していただいたうえで、意向を伺っていきたいと考えております。また、7月に「プレ開校」という名前で、体験をしていただこうと思っております。メタバースや3Dプリンターといった、現在Growthで使っている先端技術のものを子どもたちに体験してもらったり、保護者の方に見ていただいたりして、学びの多様化学校ではこういったことができるということを知っていただきたいと考えております。

竹居教育長 それでは、議案第78号について、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第78号は原案のとおり可決されました。
 ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第79号 令和6年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

竹居教育長 それでは再開いたします。続きまして、議案第79号について事務局から説明をお願いします。

教育財務課長 それでは、議案第79号「令和6年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について」御説明します。

 それでははじめに、43ページをお願いします。提案理由でございます。

 令和6年さいたま市人事委員会勧告に伴う給与改定等による職員人件費の増額、新設大和田地区小学校建設工事における公共工事設計労務単価等の上昇に対応するための継続費の変更、及び大宮国際中等教育学校の維持管理費における物価水準の変動に伴うサービス対価の改定をするための債務負担行為の設定について、市長に申出するものです。

 少し戻りまして、34ページをお願いします。第1表「歳入歳出予算補正」でございます。

 まず上の表、歳入につきましては、右から2つ目、補正額の列を御覧ください。一番下の行 歳入合計5億7,192万4千円の増額補正となります。

 次に下の表、歳出につきましては、歳出合計14億2,382万7千円の増額補正となります。

 歳出については、令和6年さいたま市人事委員会勧告に伴う給与改定の影響等により、給料等の予算に不足が生じるため、職員人件費の増額を行うものです。

 歳入については、職員人件費の財源の一部となっている国庫負担金の増額、及び新設大和田地区小学校建設工事における財源更正を行うものです。

35ページをお願いします。第2表「継続費補正」でございます。

新設大和田地区小学校整備事業において、工事受注者からの公共工事設計労務単価等の上昇による請負代金額の変更請求に伴い、契約額を変更するため、継続費の変更を行うものでございます。

続いて36ページをお願いします。第3表「債務負担行為補正」でございます。

PFI方式により、設計、施工から維持管理、運営まで一括して行っている大宮国際中等教育学校整備事業において、物価水準の変動に伴い、契約約款に基づき、サービス対価を改定する必要性が生じたため、債務負担行為の設定を行うものでございます。

37ページから41ページ及び45ページから47ページについては、これまで御説明したことの詳細資料でございます。

私からの説明は以上でございます。

竹居教育長

何かありますか。

それでは、議案第79号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

竹居教育長

出席委員全員の賛成により、議案第79号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉

会

午前11時51分